

国民健康保険税改正について

1. 税率改正の理由

<本市国保特会決算推移と現状>

本市においては、平成 2 5 年度に国民健康保険税の増額改正を行って以来、歳出面では、適用や医療費の適正化、歳入面では、収納率の向上、積極的な公費の獲得等に努めながら、基金も活用しつつ、約 1 2 年間にわたって安定的な財政運営を行ってきた。

しかしながら、令和元年度から令和 5 年度までの形式上の収支は、2 億 3, 5 1 0 万円、7 億 7, 0 5 5 万円、7 億 1, 3 7 7 万円、3 億 5, 9 6 5 万円、3 億 4, 3 0 3 万円と黒字決算であったものの、形式上の収支から基金繰入金額を除いた実質的な単年度収支差引額は、令和元年度以降、令和 3 年度を除いて赤字が続いている。

その主な要因は、都道府県化が開始された平成 3 0 年度に国保税を減額改正して以降、翌年度から毎年 3 億円の構造的な収支差が発生したことに加え、被保険者数減少に伴う国保税収の減少などによって、歳入不足となっていたことが挙げられる。

なお、現行の税率では、令和 7 年度決算後には、基金残高がマイナス 1, 7 9 0 万円となる見込みである。

安定的な財政運営のため、引き続き歳出抑制及び歳入拡大に努めていくが、被保険者の高齢化や医療の高度・高額化に伴う 1 人あたり納付金（歳出）の増加及び被保険者数減に伴う国保税収（歳入）の減少により、今後も実質的な単年度収支差引額の赤字は継続していく見込みである。

したがって、現状の国保税収入の水準では、歳入不足が年々拡大していくことから、令和 7 年度に税率改正を行おうとするものである。

<現行税率>

区 分	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
所 得 割	6. 8 0 %	2. 5 0 %	2. 5 0 %
被 保 険 者 均 等 割	2 4, 6 0 0 円	1 3, 2 0 0 円	1 5, 6 0 0 円
世 帯 別 平 等 割	1 6, 8 0 0 円	—	—

<用語の説明>

区 分

医療給付費分：国保被保険者の医療給付費等に充てられる費用のための保険税

後期支援金分：後期高齢者医療制度の被保険者の医療給付費を支援するための保険税

介護納付金分：介護保険の第 2 号被保険者に係る介護保険料分を徴収するための保険税

課税方式

所得割：前年度総所得から基礎控除を差し引いた金額に所得割率を乗じた額

均等割：世帯の被保険者数に応じた額

平等割：1 世帯につき負担する額

2. 税率改正に当たっての基本的な考え方

＜税率の増加幅について＞

本市国民健康保険は、社会保険などと比べ、低所得者の加入割合が高いことから財政基盤が弱く、高齢者の加入割合が高いため医療費水準が高くなるという、他市同様に構造的な課題を抱えている。また、被用者保険の適用拡大傾向の影響等により、今後も被保険者数の減少による国保税の減収の状況は改善されないものと予想される。

歳出である、県への納付金の増加が見込まれる中で、収支不足を改善するためには、不足額を税収で賄うことが原則となるが、前述の国民健康保険に係る構造的な課題を抱えている状況下で大幅な増額改正を行うことは、被保険者の負担増大及びそれに伴う収納率の低下も懸念される。

このことから、令和7年度の税率改正にあたっては、被保険者の急激な負担の増大を避けるため、運用期間を3年間とする税率改正を行う。それによると、改定率は11.4%（1世帯あたり平均年間国保税額）で、年間国保税増額17,900円、1期あたり2,237円の増加となる。

参考までに、運用期間を4年間とする税率改正を行う場合は、改定率13.4%（1世帯あたり平均年間国保税額）で、年間国保税増額21,800円、1期あたり2,725円の増加となり、1期あたり1万円超の増額となる世帯もいることから、市民負担の大きさを考慮し、採用しないこととした。

なお、今回の改正とは別に、令和8年度には、子ども・子育て支援金に係る税率改正が必要となるが、こちらは全国一律で対応が必要になるものである。

＜課税方式の変更について＞

本市国民健康保険税に係る現行の課税方式は、医療給付分については、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式、後期支援金分については、所得割、被保険者均等割の2方式、介護納付金分については、所得割、被保険者均等割の2方式となっている。

しかしながら、①第3期群馬県国民健康保険運営方針に基づき、県内の全市町村が、令和9年度までに3方式に統一することとされていること、②2方式を採用している市町村は、県内35市町村中前橋市のみであること、などから、今回の税率改正にあわせて全区分の課税方式を3方式に変更したい。

	(現 行)		(改正後)						
医療給付費分 (基礎課税額)	<table><tr><td>所 得 割</td></tr><tr><td>被 保 険 者 均 等 割</td></tr><tr><td>世 帯 別 平 等 割</td></tr></table>	所 得 割	被 保 険 者 均 等 割	世 帯 別 平 等 割		<table><tr><td>所 得 割</td></tr><tr><td>被 保 険 者 均 等 割</td></tr><tr><td>世 帯 別 平 等 割</td></tr></table>	所 得 割	被 保 険 者 均 等 割	世 帯 別 平 等 割
所 得 割									
被 保 険 者 均 等 割									
世 帯 別 平 等 割									
所 得 割									
被 保 険 者 均 等 割									
世 帯 別 平 等 割									
後期支援金分	<table><tr><td>所 得 割</td></tr><tr><td>被 保 険 者 均 等 割</td></tr><tr><td>—</td></tr></table>	所 得 割	被 保 険 者 均 等 割	—		<table><tr><td>所 得 割</td></tr><tr><td>被 保 険 者 均 等 割</td></tr><tr><td>世 帯 別 平 等 割</td></tr></table>	所 得 割	被 保 険 者 均 等 割	世 帯 別 平 等 割
所 得 割									
被 保 険 者 均 等 割									
—									
所 得 割									
被 保 険 者 均 等 割									
世 帯 別 平 等 割									
介護納付金分	<table><tr><td>所 得 割</td></tr><tr><td>被 保 険 者 均 等 割</td></tr><tr><td>—</td></tr></table>	所 得 割	被 保 険 者 均 等 割	—	<table><tr><td>所 得 割</td></tr><tr><td>被 保 険 者 均 等 割</td></tr><tr><td>世 帯 別 平 等 割</td></tr></table>	所 得 割	被 保 険 者 均 等 割	世 帯 別 平 等 割	
所 得 割									
被 保 険 者 均 等 割									
—									
所 得 割									
被 保 険 者 均 等 割									
世 帯 別 平 等 割									

3. 改正後の国保税率等

<税率（額）案>

区 分		現 行	改正後	比較
医療給付費分 (基礎課税額)	所 得 割	6. 8 0 %	7. 0 0 %	0. 2 0 %増
	被保険者均等割	2 4, 6 0 0 円	2 9, 0 0 0 円	4, 4 0 0 円増
	世 帯 別 平 等 割	1 6, 8 0 0 円	1 9, 4 0 0 円	2, 6 0 0 円増
後期支援金分	所 得 割	2. 5 0 %	3. 1 0 %	0. 6 0 %増
	被保険者均等割	1 3, 2 0 0 円	1 2, 6 0 0 円	6 0 0 円減
	世 帯 別 平 等 割	—	8, 4 0 0 円	8, 4 0 0 円増
介護納付金分	所 得 割	2. 5 0 %	2. 5 0 %	据え置き
	被保険者均等割	1 5, 6 0 0 円	1 2, 2 0 0 円	3, 4 0 0 円減
	世 帯 別 平 等 割	—	6, 2 0 0 円	6, 2 0 0 円増

<1世帯当たり平均課税額>

区 分		現 行	改正後	比 較
1 世帯あたり	年税額	1 5 7, 0 0 0 円	1 7 4, 9 0 0 円	1 7, 9 0 0 円
	月 額	1 9, 6 2 5 円	2 1, 8 6 2 円	2, 2 3 7 円

<税率改正に伴う軽減額の変更>

区 分			現 行	改正後	比 較
医療給付費分 (基礎課税額)	被保険者均等割	7 割軽減世帯	1 7, 2 2 0 円	2 0, 3 0 0 円	3, 0 8 0 円
		5 割軽減世帯	1 2, 3 0 0 円	1 4, 5 0 0 円	2, 2 0 0 円
		2 割軽減世帯	4, 9 2 0 円	5, 8 0 0 円	8 8 0 円
	世 帯 別 平 等 割	7 割軽減世帯	1 1, 7 6 0 円	1 3, 5 8 0 円	1, 8 2 0 円
		5 割軽減世帯	8, 4 0 0 円	9, 7 0 0 円	1, 3 0 0 円
		2 割軽減世帯	3, 3 6 0 円	3, 8 8 0 円	5 2 0 円
後期支援金分	被保険者均等割	7 割軽減世帯	9, 2 4 0 円	8, 8 2 0 円	△ 4 2 0 円
		5 割軽減世帯	6, 6 0 0 円	6, 3 0 0 円	△ 3 0 0 円
		2 割軽減世帯	2, 6 4 0 円	2, 5 2 0 円	△ 1 2 0 円
	世 帯 別 平 等 割	7 割軽減世帯	—	5, 8 8 0 円	5, 8 8 0 円
		5 割軽減世帯	—	4, 2 0 0 円	4, 2 0 0 円
		2 割軽減世帯	—	1, 6 8 0 円	1, 6 8 0 円
介護納付金分	被保険者均等割	7 割軽減世帯	1 0, 9 2 0 円	8, 5 4 0 円	△ 2, 3 8 0 円
		5 割軽減世帯	7, 8 0 0 円	6, 1 0 0 円	△ 1, 7 0 0 円
		2 割軽減世帯	3, 1 2 0 円	2, 4 4 0 円	△ 6 8 0 円
	世 帯 別 平 等 割	7 割軽減世帯	—	4, 3 4 0 円	4, 3 4 0 円
		5 割軽減世帯	—	3, 1 0 0 円	3, 1 0 0 円
		2 割軽減世帯	—	1, 2 4 0 円	1, 2 4 0 円